

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成24年4月20日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 第3回地域風景資産選定等に関わる事業委託

(2) 事業の目的

地域風景資産は、風景づくり条例第12条に基づき、区民との協働によって、平成14年度、平成19年度に計2回の選定が行われた。現在計66ヶ所の地域風景資産において、区民主体の風景づくり活動が進められている。

平成24年度から2ヵ年で予定している第3回選定では、これまでの選定やその後の区民等と重ねてきた意見交換等の経緯を踏まえ、新たな地域風景資産を選定する。また、本選定を通して、区民の自主的な風景づくり活動のきっかけをつくるとともに、これから時代の流れ等を踏まえ、既存地域風景資産及び風景づくり活動の促進に関する検討等を行い、風景づくりについての普及・啓発を図ることを目的とする。

(3) 業務内容(案)

1) 地域風景資産の選定に関わる業務

地域風景資産選定の企画・調整

地域風景資産の選定活動の運営

募集時説明会の開催、現場確認対応、推薦者及び選定活動支援者、選定人との勉強会開催、公開選定の開催等

募集及び選定に関わるチラシ、小冊子等の作成・印刷

2) 地域風景資産及び風景づくり活動の普及、促進に関する業務

(4) 履行期間

平成24年6月中旬から平成26年3月下旬まで(予定)

委託契約は年度ごとに行い、平成25年度の契約は、平成24年度の履行内容が良好と認められること、かつ本件委託に関わる予算案が区議会で議決され予算配当があることを条件とする。

業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合、平成25年度は契約を締結しないことがある。

### 2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関

係調査業務」に登録があること

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 平成14年4月以降に東京都、都内区市町村又は東京都近郊の政令指定都市において、ワークショップ等の手法を用いた住民参加による景観・まちづくり関連業務を行った実績を有すること

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績、住民参加対応）
- (2) 予定技術者実績（実務実績、地域精通度）
- (3) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (4) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (5) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区都市整備部地域整備課都市デザイン（担当：佐久間、大島、有川）  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第1庁舎4階40番窓口）  
電話：03-5432-2039 / FAX：03-5432-3043  
E-mail：sea02038@mb.city.setagaya.tokyo.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成24年4月20日（金）から5月2日（水）

#### 2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/020/d00039170.html>

[トップページ](#) [まちと住まい](#) [おしらせ](#) [当プロポーザル実施案内](#)

上記(1)にて窓口配布（土日祝を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成24年5月2日（水）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

#### (4) 提案書の提出日、提出場所及び方法

- 1) 期 限：平成24年5月17日(木)午後5時まで(必着)
- 2) 場 所：上記(1)
- 3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有  
件 名：第3回地域風景資産選定等に関わる事業委託(平成25年度)  
ただし、1.(4)記載の条件等による。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5.(1)
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、5.(2)の説明書による。